

第4号議案

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

小山市長から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和3（2021）年10月29日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

小建指第63号

令和3（2021）年10月21日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

小山市長 浅 野 正 富

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	小山市大字犬塚字台山 54 番 2、10、13、 14、15、17、18、35、36、37	12,682.76 m ²	

位置図

小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

